

阪本是丸編

『国家神道再考』

——祭政一致国家の形成と展開——

佐藤 一 伯

本書は編者を中心とする国家神道研究会の研究成果を集成したもので、国家神道を正面から扱った希少な研究論文集である。同研究会は子安宣邦氏の『国家と祭祀——国家神道の現在』（青土社、平成十六年）の批判的検討を目的に始まったが、「単なる子安氏の批判に留まらず、従来の国家神道研究を捉え直しつつ、研究会メンバーそれぞれが、主に近世・近代における「国家と祭祀」や「祭政一致」に関する歴史的検討というテーマを意識しながら、あくまでも具体的な史料に基づいて歴史の実証的に再考する事」を旨指して研究会を重ねた（国家神道研究会世話人藤田大誠・藤本頼生「あとがき」）。さらに、故葦津彦氏が『国家神道とは何だったのか』（神社新報社、昭和六十二年）において「神道同学の士の将来の修補改正を期待し」、「主として明治維新以降の神道の歴史的展開を精緻かつダイナミックに論じ

た試論」を土台にして、国家神道研究会では「考察の時代や対象を遡及する必要があるとの認識を共有」し、「国家神道」の根幹としての「祭政一致」の思想と制度の歴史的展開を研究すること」を重要テーマに掲げた（阪本是丸『国家神道再考——祭政一致国家の形成と展開』刊行に寄せて）。つまり本書は、近年の国家神道研究の現状を踏まえつつ、「国家神道」の根幹には「祭政一致」をめぐる様々な思想とそれを制度化しようとする志向が存在するのではないか」という問題意識に立った個別研究を総合し、葦津氏の問題提起と史観の継承、さらにはその「修補改正」に取り組んだ「極めて意欲的な『国家神道』研究」（同）の成果ということができる。以下、本書の十一本の論文を収録順に紹介していきたい。

西岡和彦氏の「神籬磐境考——垂加神道の祭政一致観」は、垂加神道の神籬磐境説に基づいた祭政一致観を考察したものの。その大きな特徴は、玉木正英の「三種神宝極秘中之秘口伝」が、幽事と顕事とを「神皇御一体」すなわち神と天皇とが一体となって治められるがゆえに「祭政一之御事也」と説くところに見えるという。山崎闇斎が「中臣祓」を注釈した大著『風水草』で、神代紀の神籬磐境の神勅について「神籬者日護木也、……所謂天御蔭・日御蔭隱坐之言本也」と説いた深意を解明すべく、垂加神道の最秘奥伝

『持授抄』の分析を中心に論を進めている。「天御蔭・日御蔭」は皇天二祖（天御中主尊・高皇產靈尊と天照大日靈尊）の御恩を賜ることであり、その加護は天下の万神さらには万人・万物に及ぶと説いたこと（その論拠に天照大神が三女神に賜った神勅を重視して「中臣祓」を「君臣合体守中之道」と捉えたことや、神社は皆三女神と合徳の「日守木」と考えていたことを指摘）、さらには三種神器説によって「わが国独自の君臣上下の関係、すなわち祭政一致の理念（神離警境説）を持った国体は、永遠に揺るぎなく保証されることを、垂加神道は明確にした」と指摘している。

松本丘氏の「近世に於ける祭政一致思想の展開——垂加神道より水戸学へ」は、「祭政一致」の熟語の成立について検討した上で、垂加神道から水戸学とくに会沢正志斎『新論』への展開を軸に、祭政一致思想の通史的把握を試みている。「祭政一致」の語は享保年間に垂加派の中心人物・玉木葦齋（正英）が用い、正志斎の『新論』によって広く定着したが、垂加派では他に「祭政一理」「祭政一揆」等も使用され、江戸期には「祭政維一」ないし「祭政惟一」の語が「祭政一致」と並び用いられていた。垂加神道では天児屋・天太玉両神が朝政をになうことが祭政一致とする北畠親房の思想を發展させ、君民ともに奉じるべき神道思想の中核と位置づけた。これが前期水戸学の栗山潜鋒に、

また寛政期以降には蒲生君平に受け継がれて政治的理念として浮上し、『新論』の登場により社会的影響力が高まった。しかし祭祀を民心掌握の手段と捉える点において思想的宗教的側面では垂加派より後退した印象があるとし、近代の祭政一致論・神社非宗教論と関連して検討すべき課題を提起している。

中野裕三氏の「近代神宮への道程——御巫清直の思想と古儀復興」は御巫清直の神宮学を思想・信仰面から分析。皇大神宮の相殿神に天児屋根命・太玉命を考えるなどの「神朝廷論」、すなわち神宮が朝廷と密接不可分の神朝廷とする信念は、先行する神宮学者や同時代の国学者に共有された思想にして、朝儀と神宮祭祀の根本理念でもあった。とりわけ清直の考証は『倭姫命世記』などの古伝承から神宮故実を明確にする姿勢が確認でき、その事例に豊受大神論をとりあげている。豊受大神を皇大神の敬祭する神と規定した本居宣長・橋村正兌の学説を継承しつつ、古典のみならず神宮祭祀、宮社の祭神など多様な観点から食物を司る神徳の本質を明らかにしたものである。こうした清直の神宮学において、故実の探求と神祇信仰は一体不可分の関係にあったのではないかと指摘する。

星野光樹氏の「幕末維新期における祭政一致観——会沢正志斎と国学者をめぐって」は、祭政一致論における国家

祭祀の宗教性と倫理性について考察している。神職として平田学を受容した国学者・六人部は香の神社祭祀論は、天津祝詞の「教」により「誠忠」「仁慈」を説くもので、祭祀を「忠」「孝」と結びつける会沢正志斎と共通点が見られる反面、「幽冥政」による恒常的な産霊の働きを説き、公共的な祈願の政治的役割を主張したところに特色がある。しかし六人部や矢野玄道の天津神の言依しによる「産霊」の働きと天津祝詞を重視する考えは、必ずしも明治期の神祇行政に色濃く反映したとはいえず、他方、天皇親祭の意義を強調する津和野派の祭政一致論が、神祇行政を担う国学者に共有されていた。その結果、天皇親祭による宮中祭祀が確立したが、式部寮と教部省による祭教分離を促し、国家神道の要件である「非宗教的祭政一致」制度への端緒が開かれたとしている。

中村聡氏の「国学者における教化思想の諸相——浦上キリシタン問題と「教」の可能性」は、国学者のキリシタン教化と大教宣布運動における「惟神之道」の解釈について考察する。津和野派国学者は対外情勢を見据えながら祖先崇拜を基軸にしてキリシタンを受け入れる姿勢を示し、幽世（神・祖先と顕世（人）との共存を説いて教化に努めた。これが教導職の活動や後の国民道徳論へと展開する国民教化政策の前段階であったという。また近世以降の「惟神之

道」の解釈は「随神」という政治的な治教としての理解と「自有神道」という人倫の規範としての「神道」（神教）の二つがあり、一様ではなかったと指摘している。

河村忠伸氏の「土地事業における境内外区別」は、明治政府の神社・宗教行政の位置について土地事業の境内外区別の基準を考察しつつ検討したもの。社寺領は神聖な境内地であるとともに経済を支える基盤であって、近世の為政者は朱印黒印などの保護を与えていたが、明治三年の上知令により解体され、さらに境内外の区画事業が進められた。その結果社寺境内の基準は「祭典法要ニ必需ノ場所」と定義されて広大な森林などは除かれ、政府の社寺保護は必ずしも手厚いものではなかったといえる。近代神社・宗教行政については、人民教化という思想・イデオロギーの方面のみならず、このような制度面ことに経済問題に関する研究が必要と指摘する。

戸浪裕之氏の「明治八年大教院の解散と島地黙雷」は、大教院分離運動の展開を建白書や意見書などの一次史料を活用して検討し、薩摩系政府要人が支持した教部省の「造化三神」奉斎が島地黙雷らによって否定され、皇祖皇霊と国家の功臣さらには国民の祖先へと限定される過程を考察する。島地は外遊中のパリで「三条教則批判建白書」を起草して政教分離と信教自由を主張し、帰国後に大教院から

の分離運動を開始する。明治八年に大教院が解散し、神仏各宗合同による布教が廃止となり、「三条教則」が掲げる「敬神」の内実も「造化三神」ではなく天照大神と歴代天皇への尊崇に限定されていた。それが黙雷により宗教ならぬ「通俗」という「非宗教」的な存在に位置づけられ、政府の採用する理論となり、後年「神社对宗教」問題を惹起させるにいたったとしている。

齊藤智朗氏の「帝国憲法成立期における祭教分離論」は、明治十七年から二十三年にかけての神祇官衛構想やその言説について考察する。神道人の祭政一致論として千家尊福の意見書「宮内省を独立し内閣の上に置くべし」における宮内省中への神祇院設置論をとりあげ、神祇院と内閣の二官制という新しい祭政一致の方向と捉えている。これは仏教者や政治家にも共有された構想だったが、帝国憲法を起草した伊藤博文や井上毅らは天皇親祭の論理をもって神祇官衛の存在を否定した。その結果、神祇官衛の設立は果たされず、帝国議会開設後、神社界は継続的に活動を展開することになった。

藤本頼生氏の「明治末期における神社整理と井上友一——内務官僚と「神社中心説」をめぐる」は、内務省地方局が日露戦争後に実施した地方改良運動における「神社中心説」に注目し、その主導者井上友一神社局長らの施策

および地方局の感化救済事業や、エベネザ・ハワードの田園都市論を関連づけて考察している。『神社局時代を語る』などの内務官僚の回顧録や関係史料を博搜しつつ、神社整理政策と神社中心説はいずれも地方改良運動と相まった思想であり、欧州の田園都市論とも関連するものであったことを解明している。

宮本誓士氏の「国家的神道と国民道徳論の交錯——加藤玄智の「国体神道」の意味」は、加藤玄智が国民道徳論の影響下で神道・神社宗教論を展開したことに着目した論考である。あわせて戦後の国家神道論とくに村上重良氏のそれと加藤の国家的神道観、またGHQの国家神道観の差は、「国体神道」（国体のカルト）をいかに理解するかを検証にかかっていると指摘する。加藤の神道宗教論では国民教育、国体神道・神社神道、国家的神道という研究上のターム形成の流れがあること、さらには昭和期の日本精神論との関係についても言及し、加藤は明治大正期の「国民道徳」は批判的に見ていたが、神道を含んだ昭和期「日本精神論」の賛美者であったという。

藤田大誠氏の「国家神道体制成立以降の祭政一致論——神祇特別官衛設置運動をめぐる」は、明治末期から大正期の「神祇特別官衛設置運動」さらにはその帰結としての昭和十五年の神祇院設立について辿り、とくに神道人が「祭

政一致」の指標とした「神社行政統一」と「八神殿奉斎」の議論に注目して制度・イデオロギーを考察している。明治末に衆議院議員の大津淳一郎は「神祇行政統一」を求める「神社崇敬ニ関スル建議案」を提出し、大正期には全国神職会が「神祇ニ関スル特別官衛ノ設置ヲ望ムノ議」を公表するなどの運動を展開した。昭和期には神社制度調査会が設置され、昭和十五年に神祇院体制が成立する。しかし神道人の目指した「神社行政統一」「八神殿奉斎」は政府に受け入れられなかったことを詳述している。

以上、各論文をごく簡単に紹介してきた。それぞれが独立したテーマを扱ってはいるが、共同研究の成果にふさわしい纏まりのある論文集となっている。本書の大きな特色は、編者が序文で明確に述べるように、「国家神道」の根幹としての「祭政一致」の思想と制度の歴史的展開を研究する」という目標のもと、故葦津珍彦氏の問題意識・史観の「修補改正」を個別的な視点から総合しようと試みた点にある。各論文が意識的に「祭政一致」をキーワードに掲げ、かつ思想・制度双方に目配りした議論を展開しており、近世・近代の「祭政一致」「国家神道」の思想・制度に関する通史としての配慮がなされている。

本書を通して得られる示唆は少なくないが、とりわけ、編者の「国家神道」を狭義・広義のいずれに定義しよう

と、「国家神道」の根幹には「祭政一致」をめぐる様々な思想とそれを制度化しようとする志向が存在するのではないか」という問題提起は重要であろう。島蘭進氏が「戦後の国家神道と宗教集団としての神社」（圭室文雄編『日本人の宗教と庶民信仰』吉川弘文館、平成十八年所収）で言及した戦前戦後の「国家神道」の「太い連続性」とは、葦津氏流に言えば「日本人といふ民族（ネイション）との結びつき」のことであり、その淵源に「祭政一致」への志向を見出すことができるのではないか。この提唱は本書の各研究の基調であるのみならず、近年の学界における国家神道論争（狭義・広義論）の建設的進展をも少なからず促していくと憶測する。さらに他の国家神道再考論、例えば「国家神道」と「国体論的ナショナリズム」とを分節化する安丸良夫氏の議論（安丸良夫「現代日本における「宗教」と「暴力」、磯前順一、タラル・アサド編『宗教を語りなおす——近代的カテゴリーの再考』みすず書房、平成十八年所収他）、あるいは『国家神道再考』合評会（平成十九年三月三日、國學院大學）において評者の高橋陽一氏が提言した各宗教共通の「共通教化」という分析概念（高橋陽一『国家神道再考』の星野光樹氏と中村聡氏の論文へのコメント）『国家神道再考』合評会レジュメ所収、同『共通教化の基礎仮説』（『東京大学教育学研究室』研究室紀要）二二、平成八年他）などと連関させて考えると興

味深い問題と思われる。

また、「国家神道」の根幹にあると見られる「祭政一致」の思想や制度化への志向に着目したことで、葦津珍彦氏の『国家神道とは何だったのか』や編者の『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）の成果・学説を制度・思想研究の双方から更に補完・敷衍する研究が促進された。考察の時代や対象を明治維新以前に遡及するという本書の課題にも反映しており、垂加神道や国学、水戸学が志向した祭政一致論の近代史上の展開（制度・行政上の合理化・縮小化など）を辿ることができ、有益である。

近代の神道に関する研究が国家神道研究をもって終始すべきでないことは、編者の阪本是丸氏が『近代の神社神道』（弘文堂、平成十七年）において、「国家の「行政事務」に限定された「国家神道」と、古来、国家も国民各層も挙って信仰し、崇敬した「神社」を中核とする神道（神社神道）とは区別されてしかるべきであろう」と明快に指摘する通りである。前掲の安丸良夫氏が「国家神道」や「公認教」（仏教、教派神道、キリスト教など）も「その実践的な基底部は民俗信仰だともいえる」と指摘したのとも関係する。今後は、本書の論文の数々に学びつつ、「国民の神社に対する信仰・崇敬」（阪本）や「民衆生活に即した宗教活動の実態面」（安丸）の研究をも推し進めることによって、国家神道を

含む近代の神道への理解が一層深まるよう努めていきたい次第である。

（弘文堂、平成十八年十月刊、A5判、四三二頁、本体六〇〇〇円）

（明治神宮権禰宜・研究員）